

食肉流通標準化システム協議会

令和8年度定時総会・全体会次第

日 時：令和8年6月11日（木）14時30分～

場 所：JA全農ミートフーズ㈱ 本社 3階大会議室（オンライン併用）
東京都港区港南2丁目12番33号 品川キャナルビル

I 定時総会（14：30～14：55）

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
第1号議案 令和7年度活動報告に関する件
第2号議案 令和8年度活動計画に関する件
- 4 閉会

II 全体会

- 1 講演①（15：05～16：00）
「新たな豚脱骨方式（道央SP・mlcSP）の公開・普及について」
全国食肉センター協議会 常務理事 種田 典生 氏
- 2 講演②（16：10～17：00）
「ニッポンハムグループのDX取り組みについて」
日本ハム株式会社 IT・DX推進部 吉村 遼平 氏
日本ハムシステムソリューションズ株式会社
ITインフラ・BP部 宇都宮 彩花 氏

令和7年度 活動報告（案）

【主な活動内容】

- 1 流通ビジネスメッセージ標準（流通BMS）の標準化対応
以下の流通システム標準普及推進協議会の総会及び部会に下記メンバーが参加し標準化の検討・維持・普及推進に取り組んだ。
①総会：事務局（日本食肉流通センター）
②メッセージメンテナンス部会：スターゼン株式会社
③導入支援部会：JA全農ミートフーズ株式会社
- 2 食肉標準物流バーコードの普及・標準化の推進
本協議会の活動状況を事務局のホームページに掲載するなどの取組を行った。
- 3 食肉流通における二次元バーコード（QRコード）の活用検討
①コードの必要項目について、過不足や内容等を検討した。
②項目の設定等の留意事項について、一般財団法人流通システム開発センター（事務局：流通システム標準普及推進協議会）と意見交換を行った。

【会議の開催】

開催日	開催内容
① 令和7年6月27日	定時総会 ①令和6年度活動報告 ②令和7年度活動計画 全体会 ①講演1：和牛肉の流通経費の構造を知る （日本食肉流通センター） ②講演2：物価上昇下の食肉販売と物流2024年問題への業界の取組を追う（日本食肉流通センター） ③紹介：牛・豚コーマーシャル規格書・紹介動画の刷新 （日本食肉流通センター）
② 令和7年11月26日	第1回幹事企業会 ①二次元バーコードの必要項目について ②各社におけるDX対応等の状況について
③ 令和8年2月17日	第2回幹事企業会 ①二次元バーコードの必要項目について ②各社におけるDX対応等の状況について ③令和8年度活動計画について

令和8年度 活動計画(案)

1 活動方針・内容

食肉の加工・保管・販売・配送に関連するシステムの標準化事項について、技術動向の把握に努め、標準化について協議するとともに、他団体から標準化事項の検討要請があった場合には、併せて検討を行う。また、当協議会の活動について、広報を行う。

具体的には、流通BMSの標準化対応として、流通システム標準普及推進協議会の総会及び関係部会に参加しつつ、二次元バーコードの活用等について検討を進める。

2 会議の開催

開催時期	開催内容
① 令和8年6月	定時総会及び全体会
② 令和8年11月	幹事企業会：協議課題の確認と協議、最新動向の把握
③ 令和9年2月	幹事企業会：協議状況の確認と協議、次年度活動計画

3 幹事企業（執行体制。五十音順）

- ① 伊藤ハム米久システム株式会社
- ② 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
- ③ JA全農ミートフーズ株式会社
- ④ スターゼン株式会社
- ⑤ 全国食肉センター協議会
- ⑥ 日本ハム株式会社
- ⑦ 日本ハムシステムソリューションズ株式会社
- ⑧ プリマハム株式会社
- ⑨ 公益財団法人日本食肉流通センター（事務局）

【流通BMSに関する部会等への参加】

- ① 流通システム標準普及推進協議会・総会
参加者：事務局（日本食肉流通センター）
- ② メッセージメンテナンス部会
参加者：スターゼン株式会社
- ③ 導入支援部会
参加者：JA全農ミートフーズ株式会社

(参考)

食肉流通標準化システム協議会規約

平成 18 年 5 月 29 日制定

平成 29 年 5 月 24 日改定

(目的)

第 1 条 食肉の加工、保管、販売及び配送に関連する業界の連携の下に、食肉流通におけるコンピュータ・システム関連事項の標準化に向けた対策を検討するとともに、業界相互間の情報の交換及び意志の疎通を図ることにより、食肉流通の改善及び合理化を推進することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この協議会の名称は、食肉流通標準化システム協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務局)

第 3 条 協議会の事務局は、神奈川県川崎市川崎区東扇島 2 4 番地に所在する公益財団法人日本食肉流通センター（以下「センター」という。）内に置く。

(会員)

第 4 条 協議会は、第 1 条の目的に賛同する法人及び個人で組織する。

(必要経費の徴収)

第 5 条 協議会は、その運営に要する経費として、必要額を関係者から徴収するものとする。ただし、会費は、徴収しない。

(機関)

第 6 条 協議会には、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 全体会
- (3) 幹事企業会

(総会の性格)

第 7 条 総会は、協議会の最高決議機関とする。

(定時総会)

第 8 条 定時総会は、原則として毎年 1 回事務局が招集する。

(臨時総会)

第 9 条 臨時総会は、会員の要請により幹事企業会が必要と認めるときに事務局が招集する。

(総会の成立)

第 10 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(議長)

第 11 条 総会の議長は、幹事企業会の互選により幹事企業会のメンバーが務める。

(議決)

第 12 条 総会の議決は、出席している会員の 2 分の 1 以上とし、可否が同数のときは、議長が決定する。

(全体会)

第13条 全体会においては、次の事項を行うものとする。

- (1) 幹事企業会から提案のあった標準化等の協議と決定
- (2) 最新動向をテーマとした研修

(幹事企業会)

第14条 幹事企業会は、標準化事項等の調査・検討、および、協議会の運営について協議し、必要なものについて、全体会へ提案する。

(幹事企業の選出)

第15条 幹事企業は、会員（事務局）からの推薦により、必要人数を選出し、総会にて承認を得る。

(規約に定めのない事項)

第16条 この規約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、幹事会にて協議して決定するものとする。

附 則

この規約は、総会で承認のあった日（平成29年5月24日）から施行する。